

- 1 ① 社会権的基本権とは、国民の側から国家に対して社会的・経済的弱者保護のための積極的作為を要求するものである。生存権（憲法 25 条），教育を受ける権利（憲法 26 条），勤労の権利（憲法 27 条），労働基本権（憲法 28 条）は，社会権的基本権であるが，参政権（憲法 15 条）はこれに当たらない。
- 2 ③ 営業停止命令は，不作為義務を課すものであり代替的作為義務を課すものではないから，「代執行」として，違反している営業所を閉鎖することはできない。
- 3 ④ 刑法 60 条の「共同して犯罪を実行した」という文言は，共同者の全員が実行行為の一部を行ったことを要求しているものではない。したがって，実行行為に直接は関与しなかった者も含め，共同者全員が共同正犯の責任を負うこともある（共謀共同正犯）。
- 4 ⑤ 補強証拠が必要な範囲は，犯罪の客観的側面で足りるものとされ，犯罪の主観的側面（故意・過失の存在，知情性，目的等）については不要であるとされている（最大判昭 26. 1. 31）。
- 5 ② 警察広報の形態は，㊦警察が直接ポスターを作ったり，広報紙（誌）を配布したりする「直接広報活動」と，㊧報道機関を経由した「間接広報活動」に分けることができ，警察自らも㊦による広報活動を行う。
- 6 ④ 好意の感情等を抱いている対象である「特定の者」に限られず，「その配偶者，直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者」も含まれる（ストーカー規制法 2 条 1 項柱書）。
- 7 ⑤ 基本的には刑法 42 条の自首と同じであるが，同条が「捜査機関に発覚する前に自首したとき」としているのに対し，銃刀法 31 条の 5 の自首については，捜査機関に発覚する前であることを要件としていない。
- 8 ① 運転者本人の住所及び氏名について報告を強要することは，逮捕ないしは検挙等刑事手続の対象となる直接の危険を伴うので，黙秘権の保障の観点から憲法上許されないと解されている（宇都宮地判昭 34. 10. 17）。
- 9 ③ 中長期在留者については，在留カードの携帯義務が課せられるが，在留カードを携帯する場合は，旅券の携帯義務は課せられない（入管法 23 条 1 項）。なお，在留カードの受領義務，提示義務及び携帯義務の違反については，罰則が設けられている（同法 75 条の 2，75 条の 3）。
- 10 ② 『資本論』はカール・マルクスの著書である。トマ・ピケティの著書は『21 世紀の資本』である。同書は，膨大なデータを用いて資本主義社会における格差拡大の仕組みを説明し，格差是正のための政策を提案したものであり，2013 年にフランスで刊行された。